手続きの流れ

事業実施前　　申請期間：令和６年４月１日～６月28日まで

①交付申請書類を、市民協働課に提出します。

【申請に必要な書類】
地域づくり補助金交付申請書（第１号様式）
事業計画書（第２号様式）
団体規約のコピー
会員名簿のコピー

②市役所にて審査後、「交付決定通知書」が交付されます。
（申請者へ郵送）

「交付決定通知書」受取後から活動が開始できます。

※「交付決定通知書」記載の交付決定日から補助の対象となります。
交付決定日前に使った経費につきましては対象となりませんので、
ご注意下さい。

事業実施　　交付決定後～令和７年３月19日まで

- 実施報告書の提出に必要な記録や資料を揃えておきましょう。
  - 活動日、参加人数、活動内容などの記録
  - 活動時の写真（日付入り）
  - 事業を周知するためのチラシ等のコピー
  - 購入品などの内容のわかるレシート又は領収書の原本
- 補助事業の内容を変更、廃止、中止することになった場合。
  すみやかに「事業計画変更承認申請書（第４号様式）」を提出してください。

事業終了後　　事業終了後30日以内　又は令和７年３月19日まで

①実績報告書と交付請求書を作成し、市民協働課へ提出します。

【申請に必要な書類】
- 地域づくり補助金実績報告書（第５号様式）
  事業収支報告書
  購入品などの内訳がわかるレシート又は領収書の**原本**
  活動状況報告書
  活動時の写真（日付入り）
  事業を周知するためのチラシ等
- 地域づくり補助金交付請求書（第７号様式）

②市役所にて審査後、補助金が交付されます。